

## [事案 2019-145] 入院給付金支払請求

・令和2年3月3日 和解成立

### <事案の概要>

糖尿病と陥入爪は医学上重要な関係にはないことを理由として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成30年9月から平成31年2月にわたり、糖尿病と陥入爪で複数回入院したため、平成26年5月に契約した終身医療保険（引受基準緩和型）にもとづき、入院給付金を請求したところ、保険会社は、糖尿病と陥入爪は医学上重要な関係にあり、約款上の1回の入院であるとして入院日数を合算したため、平成31年1月以降の入院について支払限度日数に達し、入院給付金の一部が支払われなかった。しかし、以下の理由により、糖尿病と陥入爪それぞれの疾病に対して支払限度日数を適用し、支払限度日数内の入院すべてに対して給付金を支払ってほしい。

- (1)平成30年12月までの入院で給付金を請求した際は、糖尿病と陥入爪は別の疾病として扱われたが、平成31年1月以降の入院から医学上重要な関係があるとするのは理解できない。
- (2)糖尿病の担当医師および陥入爪の担当医師ともに、糖尿病と陥入爪の関連性は現代医学では不明との見解である。
- (3)他の保険会社は医学上重要な関係があるとは認められないと判断し、給付金を全額支払っている。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の約款には、被保険者が複数回入院した場合、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなす旨が規定されている。
- (2)平成30年12月までの入院でも、糖尿病と陥入爪は医学上重要な関係があると判断していたが、支払限度日数に達していなかったためすべての入院日数に対して給付金を支払った。
- (3)糖尿病により高血糖状態が長く続くと、神経や血管の末端である足に様々な異常が現れやすくなり、一般に糖尿病の患者には、陥入爪等の病変が起こりやすく、重症化しやすいとされており、糖尿病と陥入爪は、医学上特に関連のある一連の疾患であるというほかない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。